

改正

平成23年3月1日規程第6号

平成24年3月28日規程第8号

平成27年2月26日規程第5号

平成30年3月16日規程第9号

学校法人産業医科大学公的研究費不正使用調査委員会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程（平成27年規程第4号）第16条第1項の規定に基づき、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）において、職員等による公的研究費の不正使用が生じた場合又は不正使用の疑いが生じた場合に適切かつ迅速に対処するための委員会の組織、運営及び不正使用が生じた場合又は不正使用の疑いが生じた場合の手續に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、学校法人が管理する全ての研究資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用することなど、学校法人の諸規則、法令、公的研究費を提供する機関の定め等に違反して公的研究費を使用することをいう。

3 この規程において「学部等」とは、医学部、産業保健学部、大学院医学研究科、産業生態科学研究所、教育研究支援施設、産業医科大学病院、産業医科大学若松病院、産業医実務研修センターその他の教育、研究、診療に係る組織及び事務局をいう。

4 この規程において「職員等」とは、学校法人において公的研究費の管理及び執行に関わる全ての者をいう。

5 この規程において「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」及び「コンプライアンス推進副責任者」とは、それぞれ学校法人産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程（平成27年規程第4号）第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に定める者をいう。

(公的研究費不正使用調査委員会の設置)

第3条 学校法人に、公的研究費の不正使用が生じた場合又は不正使用の疑いが生じた場合に適切かつ迅速に対処するため、公的研究費不正使用調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者
- (3) 最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進副責任者
- (4) 総務部長
- (5) 最高管理責任者が必要と認める者 若干名
- (6) 最高管理責任者が指名する弁護士

3 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、最高管理責任者の諮問に応じ、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

6 調査対象に係る委員は、委員会に加わるできない。

(不正使用等に係る通報等)

第5条 公的研究費の不正使用の存在を知り得た者又は不正使用の疑いが存在すると思料する者は、第15条に基づいて設置される窓口（以下この条において「通報窓口」という。）に通報することができる。

2 通報の方法は、封書、ファクシミリ、電子メール、面談等により行うものとする。

3 通報を行おうとする者は、原則として氏名等を明らかにした上で、公的研究費の不正使用を行ったとする職員等の氏名、当該不正使用の内容等を示さなければならない。

4 通報窓口は、通報の内容の一部又は全部に不明な点があるときは、当該通報の内容について、氏名を明らかにして通報を行った者（以下「通報者」という。）に対して再度確認をすることができる。

5 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨を通報者に文書にて通知するものとし、会計検査院、報道機関等の外部機関からの指摘による場合についても同様の扱いとする。

6 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

(調査等の検討)

第6条 最高管理責任者は、前条第5項の報告を受けたときは、公的研究費の不正使用の有無について調査を開始すべきか否かを決定し、30日以内に研究資金提供機関等に報告するものとし、調査の必要があると認めたときは、当該機関等と調査の方針、対象、方法等について、報告、協議するとともに、その結果に基づき、速やかに委員会に予備調査の実施を命ずるものとする。

2 最高管理責任者は、調査をしない決定をしたときは、通報者にその旨を文書にて通知するものとする。

(予備調査)

第7条 委員会は、前条第1項の規定により予備調査の実施を命ぜられたときは、速やかに、研究費の不正使用の有無について予備調査を実施するものとする。

2 委員会は、予備調査の実施にあたり、委員会が指名する事務局の職員（以下「調査員」という。）に当該調査を行わせるものとする。

3 委員会は、予備調査の適正かつ迅速な実施を確保するため、証拠となるべき資料（以下「証拠書類」という。）の保全、その他必要な措置をとるものとする。

4 予備調査は、調査員により前項の証拠書類の調査及び調査対象の職員等（以下「対象者」という。）からの事情聴取その他調査のため必要な方法により行うものとする。

5 調査員は、予備調査を終了したときは、速やかに調査結果を委員会に報告するものとする。

6 委員会は、前項の報告に基づき、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かを検討し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

7 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不正使用の存在の可能性が認められた場合には、速やかに委員会に本調査の実施を命ずるものとし、不正使用の存在の可能性がないことを理由に本調査をしない決定をしたときは、その旨の理由を付して通報者及び対象者に文書にて通知するものとする。

(本調査)

第8条 委員会は、前条第7項の規定により本調査の実施を命ぜられたときは、速やかに本調査を実

施するものとする。

2 本調査は、予備調査の結果報告書の精査及び証拠書類の調査並びに通報者、対象者及びその関係者からの事情聴取その他調査のため必要な方法により行うものとする。

3 最高管理責任者は、必要に応じ、対象者に対して本調査期間中の調査対象となる公的研究費の使用を差し止めるものとする。

(審理及び裁定)

第9条 委員会は、本調査の結果に基づき、公的研究費の不正使用の有無について審理するものとする。

2 委員会は、審理を行うに当たっては、対象者に弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、審理の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、公的研究費の不正使用の有無について、裁定を行うものとする。

5 最高管理責任者は、前項の裁定の結果を通報者及び対象者に文書にて通知するものとする。

6 最高管理責任者は、第5条第5項に規定する報告を受けた日から210日以内に研究資金提供機関等に本調査に係る調査結果、不正発生要因、再発防止計画等を記載した最終報告書を提出するものとする。ただし、210日以内に当該調査が終了しないときは、中間報告書を提出するものとし、当該調査が完了次第、速やかに最終報告書を提出するものとする。

7 前項の場合において、最高管理責任者は、最終報告書の提出前に研究資金提供機関等からの要請があるときは、進捗状況を報告するものとし、調査に支障があるなど正当な事由がある場合を除き、資料の提出、閲覧、現地調査に応じるものとする。

8 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、対象者の教育研究活動等の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(異議申立て)

第10条 通報者及び対象者は、前条第5項の裁定の結果に異議がある場合には、最高管理責任者に対して異議を申し立てることができるものとする。

2 前項の異議申立ては、原則として裁定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に異議申立書により行わなければならない。

(不服審査等)

第11条 最高管理責任者は、異議申立てを受理したときは、速やかに委員会に再調査を命ずるものと

する。

- 2 委員会は、前項の規定により再調査の実施を命ぜられたときは、速やかに再調査を行い、当該調査の結果に基づき、公的研究費の不正使用の有無について審理し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、公的研究費の不正使用の有無について、裁定を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の裁定の結果を通報者及び対象者に文書にて通知するものとする。
- 5 通報者及び対象者は、前項の裁定の結果に対して異議申立てを行うことはできない。

(裁定及び公表)

第12条 最高管理責任者は、第9条第4項又は前条第3項の裁定を行ったときは、理事長に裁定の内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用の存在が明らかになったときは、当該研究資金提供機関等に対し、裁定の概要を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。
- 3 裁定の概要は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報又は知的財産の保護等非開示に合理的な理由がある部分を除くものとする。

(通報者及び調査協力者の保護等)

第13条 最高管理責任者は、通報者及び当該調査に協力した者に対しては、通報又は情報提供を理由として不利益を受けないように十分な配慮を行い、必要な措置を講ずるとともに、通報者及び当該調査に協力した者の職場環境等の保全に努めなければならない。

- 2 悪意に基づき虚偽の通報若しくは情報提供を行った者又は重大な過失による誤った通報若しくは情報提供を行った者については、学校法人産業医科大学職員就業規則（昭和53年規則第4号）第54条、第55条及び第55条の2により必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第14条 この規程に基づき、公的研究費の不正使用の調査等に関った者は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(窓口の設置)

第15条 公的研究費の不正使用に関する通報及び情報提供並びに相談、照会等の窓口を総務部総務課及び最高管理責任者が指名する弁護士とし、窓口の責任者は総務部長とする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月1日規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日規程第8号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日規程第5号)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日規程第9号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。